

石綿対策の規制が変わりました

改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

* 下線部が改正事項



石綿飛散の危険性

高

低

レベル1 建材

レベル2 建材

けい酸カルシウム板第1種(破碎時)
仕上塗材(電動工具での除去時)

レベル3 建材



計画届の提出*14日前まで
(レベル2まで拡大)

事前調査結果等の報告 (一定規模以上の工事が対象)

■ 事前調査の実施

* 調査方法を明確化 * 資格者による調査
調査結果の3年保存、現場への備え付け

■ 作業計画の作成

作業計画に基づく作業状況などの写真などによる記録・3年保存

■ 掲示

■ 作業時に建材を湿潤な状態にする

■ マスク等の使用

■ 作業主任者の選任

■ 作業者に対する特別教育の実施

■ 健康診断の実施

- 作業場所を隔離し、
負圧を維持
- 集じん・排気装置の初回時・
変更時の点検
- 作業前・作業中断時の
負圧点検
- 隔離解除前の取り残し確認

作業場所の隔離

[参考]改正前の規制(石綿障害予防規則)

(レベル1 建材のみ) 計画届の提出

(レベル2 建材のみ) 作業届の提出

(全てのレベルで実施)

事前調査の実施、作業計画の作成、掲示、作業時に建材を湿潤な状態にする、
マスク等の使用、作業主任者の選任、作業者に対する特別教育の実施、健康診断の実施

(レベル1・2 建材)

作業場所を隔離し負圧を維持、集じん・排気装置の初回時点検、作業前の負圧点検